

令和7年蘭越町議会第3回定例会議録

○開会及び閉会

令和7年 9月16日

開 会 午前10時00分

延 会 午後 1時51分

○出席及び欠席議員の氏名

出席 (10名)	1番	佐々木 雄三	2番	北山 正一
	3番	淀谷 融	5番	金安 英照
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	10番	永井 浩
	11番	熊谷 雅幸		

欠席 (1名) 9番 柳谷 要

○会議録署名議員

1番 佐々木 雄三 2番 北山 正一

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	小林 俊也
教育長	渡邊 貢	総務課長	梅本 聖孝
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	谷口 敦哉	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	亀山 亨	教育次長	今野 満
代表監査委員	天水さとい		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 及川 拓真

○議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	町長の行政報告及び提案理由の大綱説明
日程第4	一般質問 難波 修二 金安 英照 佐々木 雄三
日程第5	同意第1号 後志公平委員会委員の選任につき同意を求める ことについて
日程第6	議案第1号 蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 及び蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第2号 令和7年蘭越町一般会計補正予算（第4号）
日程第8	認定第1号 令和6年度蘭越町一般会計歳入歳出決算の認定 について
	認定第2号 令和6年度後志公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第3号 令和6年度蘭越町地域振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号 令和6年度蘭越町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号 令和6年度蘭越町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号 令和6年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号 令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号 令和6年度蘭越町特產品開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号 令和6年度蘭越町簡易水道事業会計決算の認定 について
	認定第10号 令和6年度蘭越町農業集落排水事業会計利益の 処分及び決算の認定について
日程第9	意見書案第1号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意 見書

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。
ただいまの出席議員は9名であります。
9番柳谷議員から欠席届が出されておりますので、御了承願います。
これより、令和7年第3回蘭越町議会定例会を開催いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
令和7年第2回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、
お手元に配布しておりますので、御了承願います。
なお、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影について許可をして
おりますので、御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番佐々木議員、
2番北山議員を指名いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、会期の決定を議題とします。
議会運営委員長からお諮り願います。
7番難波議員。

○7番（難波修二） 皆さんおはようございます。
令和7年第3回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。
会期は、本日から18日までの3日間といたします。
なお、17日は休会といたしたいと思います。
日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行い
たいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いをい
たします。
以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りします。
ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本定例会の会期は本日
から18日までの3日間とし、17日は休会としたいと思います。
これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3日間とし、17日は休会することに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸）　日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行）　おはようございます。

第3回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できることを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第3回蘭越町議会臨時会が開催されました8月9日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

1ページ、8月20日、水曜日、14時から、この日はHTB本社において行われましたHTB並びにジャパンケーブルキャストの共催セミナーに参加をいたしたところです。

本年4月から運用を開始している地域防災情報アプリとテレビを活用した自治体情報配信サービスについて、各自治体や関係企業などの参加のもとに、本町の事例紹介の後にパネルディスカッションにより導入の経緯や今後の活用方法などを説明してまいりました。

本システムを導入して半年近くが経過しますが、引き続き、町民にもPRを行い、有事の際の防災機能としての役割はもちろん迅速な情報発信などシステムの有効活用に努めていきたいと考えております。

8月21日、木曜日、13時から、この日は本町が推進する花いっぱい運動に永年にわたり尽力され町の環境美化の向上に貢献されました蘭越町の前島美佐子さん、字黄金の近藤英子さんのお二人に対し、功労表彰を行いました。

前島さん、近藤さんには、これまでの活動に敬意を表するとともに、今後も健康に留意され、町の環境美化の向上に協力くださるようお願いしたところでございます。

2ページ、8月22日、金曜日、13時から、この日は道営農地整備事業連絡協議会向山博会長、同協議会の構成委員初田地区期成会伊藤忠幸会長、名駒地区期成会吉田靖志副会長が来庁され、道営農地整備事業の推進

に当たって、農家負担の軽減について要望をいただいております。

道営農地整備事業に係る第6期のパワーアップ事業については、先進モデル型、促進型、保全型、防災・減災型の4つの農家負担率が設定されており、町の財政が大変厳しい状況は理解するところですが、引き続き、町による農家負担の軽減についてお願いしたいとの要請でございました。

これに対し、米の高騰が続き、今後想定される農政の大転換が不透明な状況において、水稻生産基盤の充実など、備えがますます重要になると認識していること、事業を円滑に推進させるため町財政の許す限り支援を検討したい旨、お答えをしたところでございます。

8月22日、金曜日、14時から、この日は昆布町の井内勇さんが国土交通省道路功労者表彰の北海道開発局長賞を受賞され、蘭越町役場で伝達式が執り行われました。

中島小樽開発建設部長から感謝状が贈呈され、井内さんはジョギング中、沿道に落ちているゴミが気になったことをきっかけに平成25年から国道5号線をジョギングしながらゴミ拾いを続けられ、地域の環境美化への意識向上、推進に貢献されており、その活動が評価され受賞をされました。

贈呈式ではこれまでの井内さんの活動に感謝するとともに、今後ますますの御活躍を願って、お祝いの言葉を贈らさせていただいたところです。

8月27日、水曜日、9時30分から、この日は港地区の住民を対象に、北海道防災総合訓練の一環として、地震津波避難訓練を実施して避難計画に沿った避難誘導を行っております。訓練には25名の住民が参加され、指定された4か所の緊急避難場所に避難を完了し、所期の目的を達成したところでございます。

また、避難訓練終了後には、津波防災講話として、北海道文化放送の気象予報士菅井貴子氏によるオンラインでの講演会を行いました。

北海道の自然災害、報道現場からと題し、蘭越町の気象状況や自らの体験レポートも交え、非常に身近で自然災害の備えについてなど、非常に参考となる講演となりました。

この避難訓練は、地震津波の発生時に自分の避難経路を確認し、避難を迅速かつ安全に行うことを目的に実施しております、引き続き、様々な防災活動を通じて住民の防災意識の醸成と適切な避難行動の促進を図ってまいりたいと考えております。

3ページ、9月2日、火曜日、9時30分から、この日は総合体育館で福祉スポーツ大会が開催され、激励の御挨拶をさせていただきました。

この大会には高齢者や障害をお持ちの方、母子寡婦の方など、選手74名が参加されました。

また、競技役員には社協役員さんをはじめとし、日赤婦人奉仕団、ボランティア連絡会など各団体からの協力をいただき、参加された皆さんはスポーツを通じて総合交流を深められ、楽しい時間を過ごされておりました。

次に、主な農作物の生育出荷状況について御報告を申し上げます。

これまでの気象概況ですが、令和7年の平均気温の積算値を令和5年、6年と比較すると6月、7月では一番高く、8月も高温が懸念されましたが、過去2か年と比較すると、低く推移をしております。

主な農作物の生育出荷状況でございますが、9月1日現在で、水稻の生育は気温が平年より高く推移したことから登熟が進みました。成熟期は平年より8日早く、稈長・穂長は平年より長かったが、平米当たりの穂数は93%でした。

収穫作業は8月下旬で青米割合が高く、天候不順もあり平年比で6日早い9月4日が収穫始となり被害粒の発生は少ないと見込まれております。

収穫前まで断続的な降雨が続き、圃場の軟弱化が見られ、長管で茎の軟弱傾向も見られましたが、倒伏は一部の発生にとどまり、昨年より少ない状況でしたが、9月13日の降雨によって倒伏の圃場が増えている状況となっております。

収量は平年より少ないとの生産者報告もあり、作況指数も同傾向とのことです。

玄米バラ受調整施設では8月下旬から日を指定して受け入れしておりますが、9月5日から本格的に受け入れを開始しております。

新米の高騰が報じられておりますが、卸業者からの仕入れによる港や目名の直売センターでの販売価格は5キロでゆめぴりか5,600円、ななつぼし4,900円となっております。

馬鈴薯ですが、早掘り用は収穫が既に終了し、一般用は受け入れが始まっていますが、いずれも小玉傾向とのことでございます。

大豆の収穫は9月中旬から下旬の見込みで、平年並みを予想しているとのことです。

秋小麦は7月下旬に収穫が終わり、春小麦は8月上旬に収穫が終わっており、いずれも平年並みとのことです。

メロンは、本町分受入数量は8月19日現在1万1,090箱で、前年同期の81.8%となっております。

販売状況につきましてはお盆明け、各産地で集中的な出荷となり、弱含みの展開となりましたが、今後、他産地の出回り数量が減少していくことから、相場は持ち合いで推移する見込みだそうです。

中心企画は秀5玉、8キロ3,500円で、前年同期と比べ1,000円ほど安くなっています。

トマトは、本町分受入数量は8月31日現在387.2トンで、前年同期の100.8%となっております。受入数量は7月の高温により前倒しの受け入れが続き、8月には日量平均13トンと、例年を下回る受け入れとなりました。

品質は秀品率が昨年より高く、全体的な評価は高い状況でございます。

販売状況については、道産、道内産と関東産の集中、出荷時期が重ならなかったことから、安定的な単価が続きました。

今後の展開は、出回り量が少なくなることが予想され、単価は上昇する見込みだそうです。

中心規格秀M4キロが2,700円から2,400円と、昨年同期と比べ300円ほど高くなっているとのことでございます。

以上で、農作物の生育出荷状況についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について御説明を申し上げます。

同意第1号については、後志公平委員会委員の選任につき同意を求めるものでございますが、10月31日に任期満了となります委員につきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第1号については、蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について議決をお願いするものでございます。

仕事と生活の両立支援拡充のため、育児時間の取得パターンを多様化するほか、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向を把握、確認し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう整備するものでございます。

議案第2号については、令和7年度蘭越町一般会計補正予算第4号でございますが、歳入歳出それぞれ3億5,388万4,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費修繕料、寿都テレビジョン中継

局送受信装置修理 57万6,000円。財政調整積立金 2億円の追加など、合わせまして 2億2,077万7,000円の追加。民生費では、地域福祉基金積立金 305万円。子ども子育て基金積立金 1,000万円の追加など、合わせまして 2,326万1,000円の追加。衛生費では会計年度任用職員報酬 166万9,000円。斎場トイレ屋上防水等改修工事 1,958万円の追加など、合わせまして 3,382万円の追加。農林水産業費では、地域活用型GIS改修作業委託料 130万4,000円。育苗施設費屋根張替等改修工事 1,700万円の追加など、合わせまして 2,529万4,000円の追加。土木費では修繕料、町道蘭越町総合運動公園通り線歩道インターロッキング修理 128万5,000円の追加。町道等除雪委託料 3,075万円の追加などを合わせまして 4,475万8,000円の追加。教育費では修繕料、総合体育館屋内消火栓設備交換修理ほか 481万9,000円の追加などを合わせまして 597万4,000円の追加となり、歳出総額 3億5,388万8,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、普通交付税 2億1,312万4,000円の追加。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 374万3,000円の追加などを合わせまして、歳入総額 3億5,388万4,000円を充当するものでございます。

認定第1号から第10号については、令和6年度蘭越町一般会計歳入歳出決算をはじめ、各特別会計の令和6年度歳入歳出決算について、議会の認定に付すものでございます。

報告第1号は、健全化判断比率及び資金不足比率について報告を申し上げるものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、令和6年度決算に基づくそれぞれの比率について、監査委員の審査意見とともに御報告を申し上げるものでございます。

なお、詳細については、議案説明のときに担当課長から説明をいたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸）　日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

7番難波議員、質問席へ着席願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二）　7番です。

らんらん号の実証運行についてお尋ねをいたします。

町では、らんらん号の利便性向上のため、路線の再編成や予約によるデマンド運行への転換を目指し、本年度中に実証運行を予定していると伺っています。

らんらん号の運行を持続可能なものにするために、実証運行は必要ですが、実施に当たってはバスの利用者をはじめ、町民の皆さんの理解と協力が不可欠であると思います。

次の点について、現在、考えておられる内容をお聞かせください。

1つ、らんらん号の路線の再編成案の内容について。

2、予約型デマンド運行の仕組みや申し込み方法について。

3、実証運行の実施時期及び本格運行の予定時期について。

4、利用者や町民の方への周知方法について。

4点、お尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷雅幸）　金町長。

○町長（金秀行）　難波議員のらんらん号の実証運行についての御質問にお答えをいたします。

らんらん号は、交通手段のない町民生活の確保と日常生活の充実を図るため、町内5方面を運行する循環バスとして、町民の生活に大きな役割を果たしてきておりますが、近年、地域の人口減少などに伴い、利用者が少ない路線も見受けられることから、本町で設置する地域公共交通会議において、利用者の利便性の向上と将来的に持続可能な運行を見据えた協議を進めてきた中で、一部路線のデマンド化における実証運行に取組むこととしたところでございます。

さて、議員の御質問の現在考えている内容についてですが、1点目のらんらん号の路線の再編成案の内容についてですが、現在、定

時定路線型交通として、1号路線から5号路線を週3回、蘭越から昆布間を週5回、運航をしております。

1日1便平均の利用者数が2人以下の路線も見られ、また、循環ルートのため、最初に乗車した方が60分近く乗車する区間もございます。

そのため、効率的で利用者の負担軽減が図られるよう、予約があれば運行を行うデマンド運行への転換を目指し、蘭越から港を運行する5号路線においてデマンド方式による実証運行を行うよう進めているところでございます。

次に、2点目の予約型デマンド運行の仕組みや申し込み方法についてですが、現在は、乗車する停留所にバスが循環する方式ですが、予約型デマンド運行では、乗車希望があれば乗車日時や乗車・降車場所など、役場に電話等により連絡をしていただくか、スマートフォンを利用して予約希望日の前日12時までに必要事項を入力することで予約を受け、希望日時に路線内の区間を運行するという仕組みとなっております。

3点目の実証運行の実施時期及び本格運行の予定期についてですが、実施時期につきましては、10月当初から12月30日までの土日、祝日を除く3か月間を実証運行期間として計画をしており、運行日もこれまでと同様の火、水、金の3日間で運行をする計画です。

また、本格運行については、実証期間における利用者の声や事業者との協議、効果の検証等を踏まえ、地域公共交通会議での意見等を参考としながら、令和8年度当初から目名方面1号路線を除く、路線、2号路線から5号路線を一部集約して、週3回、予約型デマンド運行を行いたいと考えでございます。

4点目の利用者や町民の方への周知方法ですが、町民向けの周知として、ふれあい通信、マチナビらんこしを活用した周知を行っており、9月16日の行政協力員文書でも周知を行っているところでございます。

また、実際に利用されている方に対しては、バスの車内に予約が必要となることのお知らせや、職員がバスへ直接乗車し、説明を行うなどの周知を重点的に行い、不便、不都合を感じさせないよう、周知を徹底してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今回の実証運行は5号路線の蘭越から港のみですので、現在利用されております方が戸惑うことのないよう利用方法を周知してまいりたいと考えております。

また、利用者にとって利便性の高い交通システムの構築に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） ありがとうございました。

大まかな理解をしている点、ただいまの答弁も含めて、これまでのところは私が聞き及んでいることも含めて、少し整理をして確認をしたいと思います。

大まかな理解なんですけれども、現在の路線を蘭越・昆布間はそのまま残して増便をする、あるいは停留所を増やすというかたちで蘭越・昆布間は残していくと。そのほかの路線を三つのエリアに分けて、それらについては、予約運行型の体制に変えていくという、そういう大まかな再編成案であるというふうに理解をしているので、そういうことでよろしいかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、いろいろ聞き及んでいる中で、具体的ないわゆるデマンド型の予約運行の概要について、3点、伺いたいと思います。

申し込みをされる方が、申し込みを希望をした場合に、その方の自宅から、あらかじめその定められている停留所までの区間を、前日までに申し込むと自宅まで来てくれると、こういうことだというふうに聞いております。

それから、前日までに全く申し込みがない場合は、その日の運行はしないと。こういうことになるというふうに聞いております。

それから、申し込み時間が重複しなければ、複数の申し込みにも対応していくと。ですから、時間が重ならなければ、バスが行ければなんぼでもその希望される方のところに行って運行すると、こういうかたちであるというふうに聞いてるんですけども、その3点について、もう一度、それでいいかどうか確認をしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、議員のほうからお話、御質問がありました蘭越・昆布間、これについては、定時という部分の中で運航をしていきたいというふうに考えております。そのほかの1号路線から5号路線について、今後ですね、将来的には議員の御質問があったとおりの中ですね、予約運行型交通ということで、目名・名駒方面を西部という一つのエリア、さらには湯里を東部というエリア、そして、三和のほうを北部という、その三つのエリアに将来的には編さんを編成してですね、そこの中でデマンドを行っていけばいいというふうに、将来的な部分ですが、今、地域公共交通会議の中でも皆さんの御意見を伺って、そういうふうに進めたいというふうに考えております。

ただ、今回の実証運行という部分については、全て一度にですね、今のようなことをするとですね、やっぱり町民の方も戸惑うという部分もありますので、特に、5号路線っていうのは、現在運行している定時路線の中で、利用者がコンスタントにいるという、そういう区間でございます。運行距離も非常に長い。ですから、デマンド実証を実施した際の効果とか検証がですね、この路線、5路線については非常に得られるんではないかというようなことから、今回、10月から実証運行を行うのを5路線としたということでございます。

そのような中で、議員から自宅まで来てくれるのかということですので、そのへんのところは非常に周知をきちんと図った部分の中で行わなければならぬなというふうには考えております。

今の中では、希望が前日の12時まで希望があれば自宅のほうに向かって、その行く先というか、それは最初は蘭越までです。蘭越から昆布間は定時のその分が運行しますから、そこまで蘭越までという部分の中でデマンドで送り迎えをするというかたちを取りたいというふうに考えております。

それと、前日12時までの部分でなければ運休するというのはどうなかつていう御質問ですが、今のところでいくとですね、予約をあくまでも非常に、前の日の12時までという部分ですから、それもですね、今まで少人数であっても、定時の定便というかたちで、もうずっと運航したんですね。そのことをデマンドによって

変わることによって、コストも下がるという部分もありますので、やはり予約っていうものを一番として考えて、そのないときの部分については、今の中では運休しながら状況を見るというようなことを考えております。

あと、申し込みが重複した場合っていうことですが、そのへんも今の中では運行に対して支障がなければ行っていけるのではないかなというふうに思ってます。

ただ、町としてもですね、初めての取り組みですし、今の運転手という部分も限りがあります。今、常時2人体制とメンテの方々の協力を得ながら5方面を運行しております。それと、蘭越・昆布間というのも運行してるので、その5路線という部分からいくと、通常は1人の運転手の方が運行するというかたちになりますので、うまくタイミングが合って、重複とか、その部分でもいけるというようなことがあれば、それは行っていきたいなというふうに思ってますし、その内容によっては1人が必ず1人そこに乗るというかたちではなく、うまくですね、その時間帯もあれば、そこで2人乗ったりとか、そこで目的地まで来るとか、そんなようなこともデマンドとして他町村でやってる部分の中ではそういうこともやってるということをお聞きしておりますので、十分、まずやってみた中で利用者の意見、そういうのも聞いて、そして令和8年度の次の段階にいける、そういうような状況を進めていければいいなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸）　難波議員。

○7番（難波修二）　ありがとうございました。

即、8年度から一気に変更していくということは、状況を見ながらということだというふうに理解をいたしました。

ただ、お話を聞いていて、あるいはいわゆる基本的なその考え方といいますかね、らんらん号の運行がもう大きく大転換するというふうに、私は理解をしているので、利用される方々、町民の方々も、そのことによって利用が増えるとかですね、そういう方向になっていっていただければいいなというふうに思ってるんですけども、

やはり、そのことによって今後、実証実験の間は別として、具体的に令和8年度以降、動き出すとすれば、大きな町全体の皆さん、特に利用される方々への対応といいますか、対応する窓口業務のかなり複雑化っていうことが予想されるなというふうに思うんですけども、そのためにやっぱり慎重な対応が必要ではないかなというふうに思うんですけども、その点について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えします。

今回、10月かららんらん号の実証実験を行うということで、その実証実験も今までと同じ週3日間っていうかたちで行っていきたいという考え方です。

今、議員からの再質問あった部分で、非常に地域公共交通というものもかなりですね、町の中で大きく変わっていく、そのように、実は町民の交通弱者の方にとってですね、使い勝手の良い、そういう交通体系にしていかなければならぬというふうには考えております。

そういうふうにした場合に、今の3日間から、仮にですね、それをもうずっと毎日とか土日もしていくというふうになると、まず運転手の問題、さらにはその車両の問題、そして町が今、中心的にやってますが、その町でやるということについても、私はある程度、限界が出てくるんじゃないかなっていうふうには思ってます。できれば、民間の方がそういうことを担ってですね、そして今の地域公共交通というものを運行していただき、そして町がそれを支援していく、今も一部、いろんな部分の中では支援をして行ってますが、あくまでも町が委託というかたちでやっておりますが、そこをですね、本当に民間の方々が中心となって、私はやっていただければですね、もっともっと民間の発想によって、地域交通というのも、いろんな活用がされるんじゃないかなというふうに思ってます。

ただ、それを急にやるというふうにはなかなかならないので、デマンドを運行しながら、町内においても民間の活力というか、そういうものをいろんなところで周知をしたり、話を聞いたりしながら

そちらの方向に将来的には持つていって町民の足の確保をしたいというような考え方を持っております。

そのことによって、町の業務というか、その部分がですね、やはり少しでも軽減する、そういうことによって、今は業務の中でいろんな業務が多様化している部分がありますので、そこを少しでも民間の方々の力を借りればですね、違う部分の中で業務というような部分も効率的に行うことができるという考え方も持ってですね、これから進めていければというふうに考えておりまして、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） 最後にしたいと思います。

町長の考え方としては、可能であれば、将来的には民間で委託なり、どういうかたちになるかわかりませんけれども、そういうかたちで進めて、町の業務の軽減を図っていくと、そういう方向を目指したいということですけれども、果たしてそうなるかどうか、それはまた違う議論になっていくのかなというふうに思うんですけれども、やはり、当面は町の関与は必要だと、そういうふうに感じます。

そこで、最後の質問ですけれども、このらんらん号の運行体制の充実というのは、足の確保、町の町内の公共手段がない中では非常に重要な施策であるというふうに認識をしております。

特に、高齢化が進んで、数年先には団塊の世代の方々をはじめ、多くの皆さんの免許返納なんかが進んでいくだろうと、そういうことが予想されますので、このらんらん号の運行体制の見直しは非常に時宜を得た取組みだなというふうに私は評価をしているところであります。

実証運行を経て本格実施を推進していく中で、徐々に利用者が増大していくと、そういうふうに考えておりますので、予約型デマンド運行については、非常に大事だなというふうに思っておりますけれども、そのことをどこが担うかという問題は、これから非常に難しい問題になると思いますけれども、当面、やっぱり町で担当していかざるを得ないだろうと。そうなりますと、その業務は相当超過をしていくんじゃないかなと。毎日、3方面のデマンド役あるいは

その調整等を担うというだけでもですね、相当業務量が増えるだろうというふうに思っております。

そこで、現在、事務を担当しているのは、総務課のまちづくり推進係ですけれども、同係が所管している事務分掌というのは非常に広範で多岐に及んでおります。しかも町政推進に当たって非常に重要なものが多いと、そういうふうに理解をしております。

今後、らんらん号の業務の見直しに当たっては、当面はやっぱり専任の職員配置や専用の電話回線の増設などが必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、まずその担当する職員の体制、あるいは業務の体制を十分に配慮していく必要があるんだろうというふうに考えているんですけれども、そのあたりについての町長のお考えを最後にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

非常に、町の組織の関係を心配していただいた部分の中での御質問だなというふうにも考えております。

10月からの実証運行については、まず、まちづくり推進係のほうでですね、5号路線というかたちですので、その予約を取りながら、どれだけの方々が利用者があるのかというようなこともきちんと推移を見ながらですね、今後に向けた人員配置ですとか、今、まちづくりが持つてある業務量とか、そういうのも含めながら、そのへんの組織機構の部分も含めて検討はしていかなければならないかなというふうには考えております。

ただ、町民の足を確保するということは非常に大切なことですし、これからも年々ですね、この地域交通の重要さというか、そのことは、いろんな部分の中で必要性があるというふうに認識をしておりますので、まずは町民の方々の足を確保するために、町が何をその部分でやっていかなければならないのか、そういう中から、今、デマンドという一つの方法が実証実験として行いますので、その状況を見て、議員からおっしゃった人員の確保、さらには、私は将来的にはできれば、そういうものも担っていただける民間の方々がいればいいんですが、急にそのへんは難しいので、まずは町のほうで行って、

そして業務量も見ながら配置、さらにはいろんならんらん号という、その一つの業務を確立させるような、そんなような運行体制をとっていかなければならぬというふうに考えております。

いずれにしても、まず10月から、これは初めてのことですし、やる、やりながらですね、いろんな利用する方々から意見も出てくると思うんですね。そういうものを内部でもきちっと調整をし、さらには地域公共交通会議の中でも皆さん 의견、そういうものもお聞きしながらですね、令和8年度からさらに拡大してやっていける、そういう体制も含めて内部で十分協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

難波議員。

○7番（難波修二） 最後に、実証運行の状況に是非、努力をしていただきたいなというふうに思うこと、それから公共交通会議での議論を経てですね、状況がどうだったかっていうことについては、本格実施の前に議会のほうにもですね、状況の説明を是非、お願いしたいということを申し上げて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、10月からやる実証運行について、さらにはどれだけのいろんな効果があるとか、課題があるとか、そういうようなものを地域公共交通会議の中でですね、十分検討した上で、新年度に向けて議会の皆さんにも、そういうような状況であるというようなことをですね、是非、報告とか、そういう部分の中でお知らせできる、そういうふうには努めたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） これをもって難波議員の質問を終わります。

次に、5番金安議員、質問席へ着席願います。

5番金安議員。

○5番（金安英照） よろしくお願ひいたします。

幽泉閣の運営に関する取り組みについて、町長にお伺いいたします。

近状の幽泉閣の運営に関して、2点、お伺いいたします。

①路上迷惑駐車について。

夏期間の路上駐車については、様々な対応により、非常に大きな効果が見られております。冬期間におきましては、昨年より駐車禁止の旗を掲げ、注意喚起を行っておりましたが、残念ながら効果は薄弱なものでありました。利用者のモラルによるところが第一ではありますが、今年も冬の季節を迎えるに当たり、何か対策などはお考えでしょうか。

2点目です。

②有料コインロッカーについて。

6月の末より有料のコインロッカーに更新されましたか、なぜに有料化されたのか。従前どおりのリターン式コインロッカーでは不都合があったものなのか。

以上、2点、お伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の幽泉閣の運営に関する取り組みについての御質問にお答えします。

はじめに、1点目の路上迷惑駐車についてですが、幽泉閣前の路上駐車については、議員からの御提案によって昨年から実施しておりますキッズゾーンの周知や駐車禁止のコーンの設置によって、以前より減少はしておりますが、完全な解決とはなっておらず、今現在も運営上の大変な課題の一つとなっております。

さて、冬期間の対策につきましては、昨年から駐車禁止のぼりを立て、専用駐車場へ駐車するようお願いをしておりましたが、効果が見られない状況であります。

今年の冬期間の対策についてでございますが、事故防止など安全

対策を図るため、再度駐車禁止のぼりを立てるほか、除雪や職員の労力も関わりますが、冬期間においても、駐車禁止コーンの設置を行っていきたいと考えております。

併せて、自家用車でのお客様へ専用駐車場への利用の協力をお願いするよう周知を継続し、路上駐車が減少するよう努めてまいりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2点目の有料ロッカーについてですが、6月末に有料コインロッカーに更新した経緯については、リターン式ロッカーをはじめ、館内に設置しているシューズロッカーなど、経年劣化により使用できない箇所も多く発生をしており、利用者からロッカーの更新・増設、繁忙期などで不足が生じる脱衣棚を増やしてほしいなどの要望が多く寄せられておりました。

幽泉閣の運営は、令和6年度決算においても基金を取り崩して設置をしており、財政状況が非常に厳しい状況の中で施設の維持を図るため、ロッカー等の更新や増設など、内部で対応策について検討を進めてまいりました。

これまで設置していたリターン式ロッカーの更新や棚の増設となると数百万円の大きな経費が必要となります。

のことから、業者と協議を進め、ロッカーの使用料は業者の収入となります。経年劣化したロッカーの撤去や脱衣棚の増設の無償対応、さらにはロッカー使用料の10%が幽泉閣の収入とする協議結果となり、有料コインロッカーの設置を選択したところでございます。

このことによって、脱衣棚では、男性では33個から79個へ、女性については36個から95個へ増設され、幅広くお客様が利用していただけたことや、点検や修繕を計画的に実施することができ、適切な維持管理が図られるものと考えているところでございます。

有料ロッカーを設置した当初は、苦情や御意見がございましたが、設置から2ヶ月を経過し、お客様には御理解をいただきながら利用していただいている状況にございます。

なお、有料ロッカーの使用が難しいお客様には、脱衣棚の使用のお願いや貴重品をフロントでお預かりするなど、継続して対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、幽泉閣の運営については、経営状況や、

お客様の快適性を最優先に考えていかなければならぬことから、温泉運営委員会との協議など、施設の適正管理に努めてまいりたいと考えておりますので御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） 1点目、お伺いさせていただきます。

やっぱりこれは何度も申しておりますが、やっぱり利用者の方がやっぱりモラルがもう最大値なんですね。なんですけれども、なんですけれども、それでもね、町としてね、その備えと、それから僕は憂い、憂いの思いを込めてですね、備えと憂いを込めて、今回、ちょっと三つ提案させていただきたいと思います。

本当に、町長おっしゃったとおりね、コーンの設置っていうのは、もうこれがですね、本当にあの設置場所がこの絶妙といいましょうかね、本当になんかナイスな場所といいましょうかね、これなら停めれないわっていうようなところに設置していただいているわけで、そして功を奏してるこれをですね、踏まえてですね、まずその1点目として、その除雪の雪をですね、今のコーンの場所ぐらいまでね、寄せれないかってことなんですね。そこ、そこに積んでおくっていうのが1点目なんですけども、これは除雪業者さんと話し合っていかないといけないんでしきうけれども、どうなのかなって。願わくば、前、僕、高さのある、何て言うか、歩道をつけたらどうかっていう提案させてもらったんですけど、それこそね、あの手間でなかったらですね、そのコーンのところをですね、なんか雪でその段差のある歩道みたいなのにちょっとつけてもらったりしてですね、そうやって夏場と変わらないその道の、道幅をですね、周知していただいたらどうかなっていうのは、まずこれが1点目です。

そして、2点目なんですけども、議長、資料の提示よろしいでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 許可しておりますので、お願ひします。

○5番（金安英照） こういうのがあるんですよ。なんですかこれ、

蛇腹式っていうかね、アコーディオン式で、これは2メーター50、ぐっと広がるんですけれども、この広がり具合はいろんな種類、5mもありますし、10mもありますし、高さも様々で料金もピンキリなんですけども、ちなみに、これは4,900円だったかな。例えば、こういう、さっきコーンを設置されるとおっしゃっておりましたけど、こういうコーンみたいなのがね、コーンじゃなくて、こういうアコーディオン式の板みたいのがあれば、そのびっちり敷かなくもですね、何て言うのかな。少し間隔空いてでも何個かおけば、もう皆さん、それをわかってくれるんじゃないかなって思うんですよね。これが2点目の提案です。

ただ、これはですね、やっぱり、あの幽泉閣の職員の皆様に、朝、営業するときに出して用意してもらって、除雪が終わったら用意してもらって、また終了時間になったら片付けてもらうって、ちょっとね、御面倒かけるかもしれませんけれども、こういうのはどうかなっていうのが、これ2点目です。

そして、なんだっけな。3点目はですね、このいった迷惑駐車についてですね、例えば、この蘭越町迷惑条例みたいなね、町の条例としてね、新たに組み込むことはできませんかね。

こうやって条例化することによって、毅然とした態度でね、臨める、迷惑駐車御遠慮願いますとね、促すことを、はっきり促すことがね、できるんじゃないかなっていうのがこれ三つ目の提案でございます。

この三つはですね、地元をはじめ、多くの皆さんのが、思いや考え方を基にですね、今回、大きく三つに提案させていただきました。

よろしく御考察願います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の御質問にお答えしたいと思います。
3点の提案をいただきました。

1点目。今あるコーンの場所くらいを除雪の幅にしてはどうかという部分でございます。これも一つの案かなと思いますが、あそこは町道になって、その町道の交通っていう、そういう部分を考えたときに、その除雪をさらに狭めるということがどうなかつていう

のは、ちょっと今の御意見を聞いてですね、感じたところです。

実は、ここキッズゾーンに指定をしてるんですね。ただ、キッズゾーンに指定をしているけれども、駐車禁止という区間ではないんですね。この町道の幅というのが3.5以上あるというかたちから、駐車禁止区間ではない、そういうところにキッズゾーンを町で設置したとしても、それ自体は駐車の違反というか、取り締まりはできないっていうのを、実は、私もなぜ取り締まり、キッズゾーンだからできないのかっていうのを警察のほうに確認するようにということだったんですが、そのような回答をいただいたということです。

ですから、それであれば、今、夏の間のコーンっていうのが効果があるんでね、先ほど2点目の金安議員が言った蛇腹式の、そういうものも一つの方法かなっていうふうに思いますので、まず、私は今やってる、コーンを職員の労力必要なんです。冬場の間でも、朝、設置して、さらに帰るときにまた取り外して、それを繰り返しあったら、やっぱりもうどうしてもその部分はできないので、ですから、そのコーンが良いのか、今、議員がおっしゃった蛇腹式のね、もう少しそういうふうになると、もう少し軽微な部分ができるのか、そのへんのところは検討してみる価値はあるかなっていうふうに、ちょっと内部でそのへんのところは確認してみたいなっていうふうに思っております。

それと、3点目の迷惑条例がどうなのかという部分です。

あくまでも、ここは町道でございますので、通行の部分からいくとそれを確保するというような部分の中で、道路交通法上の駐停車禁止というふうなものが、今の部分からいくとできないというふうになれば、条例ですから、一つのね、効果があるのではないかなというふうに考えておりますが、そのへんのところが、そういう町道において駐車禁止っていうか、その部分を迷惑という、そういう部分の中でですね、うまく持つていけるのか、そのへんのところはちょっといろんなところを、状況とかですね、確認しながらやっていく必要があるのかなというふうには思います。

ですから、その条例によって、モラルをもう少し戒めるというかね、そういうような効果っていうのは出てくると思うんですね。

ですから、そのへんのところが、条例にもってですね、その利用者の方々に行行為をですね、少しでも協力体制を持たすっていう意味で

の条例の効果というようなものがどうなのかっていうのは、これはちょっと内部ですね、ほかのところの案件とか、そういうのも含めながら、検討させていただきたいなというふうには思っております。

もう冬になるわけですから、やはりまた同じようなことの繰り返しとならないよう、この質問をいただいたときに、内部で幽泉閣のほうとも協議をさせていただいて、冬期間で職員の労力、大変さもあるけど、まずもう1回、これをやってみようかというようなことを話し合った部分の中で、今回、答弁をさせていただいたという部分も御理解をいただきながら、あそこで本当に事故がないっていうのが不思議なくらいだなというふうに私も感じております。あの事故があったら町道ですから、その部分での責任っていうのは町にあるわけです。私にもそういうふうに及んでくると思いますので、町ができると、そういうことを、まずいろんな部分での声かけ、そして実践的につなげることをやっていきたいなというふうに考えておりますので、コーンにするのか、先ほど言った蛇腹にするのか、そのへんのところも含めながら、内部で協議しながら冬期間は今年、夏期間で効果がある、そのようなものを是非やって試してみようというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） すいません。是非、よろしくお願いします。

やっぱり地元の皆さん、心配されるのは景観だとかもいろいろあるんですけど、やっぱり一番、やっぱり町長おっしゃってるようになんて事故なんですよね。本当に、この狭い道路でよく今までこの何年もね、事故がなかったなって思うぐらいなんですけれども、でも、町長おっしゃっていたとおり本当に何かあったらね、何て言うのかな、町長の責任になっちゃったりとかね、何て言うのか、なんですかね、そういう不条理というかね、何かそういう思いがやっぱりありますよね。特に、この冬場はですね、この何年かなんですけど、やっぱ温暖化ですね、やっぱあの道がですね、やっぱり日中は本当に融けてぐちゃぐちゃになるんですよね。夕方になるともうぐっと固まつてくるわけですよね。そうしますと、やっぱり、何と言うか、轍

が、すごい轍なったりとか、ガタガタ道になったりとか、もうハンドルが取れないような、そういう状態なんですけれども、それでもですね、それでもですね、タイヤの音ヒュンヒュンいわせながらですね、近いとこ、近いとこにみんな停めようとしてるのがやっぱり現状ですよね。あの何て言うんだろう。幽泉閣の前を通らないほういいよって、前も言いましたけど、地元の方がね、迂回してるのでこれがやっぱり僕、おかしい話だなって思ってるんですよね。それでもやっぱりやめてくれない。この人たちはやめてくれないから、やめてくれればいいだけの話なんだけれども、前にも言いましたけども、俺だけに注意するなどとかね、そもそもね、広い駐車場にね、入口がないから、ここ停めてるんだとかね。ああでもないこうでもない言うんですよ。でも、こういうこと言うから、そういうことするんだろうなって、そういうことを平氣でするんだろうなって思っちゃうんですけども、本当に、この残念な思いなんだけれども、それでもやっぱり先ほど言ったとおり、備えと憂いを持ってね、やっぱり対応していかないといけないのかなって感じております。

ただ、夏場はやっぱりこの2年ぐらいで、やっぱり本当に皆さんに認知され、コーンの設置がですね、協力いただき改善されたことにはですね、本当にあの恩恵を受けておりますし、だったら冬場もね、皆さん周知してわかってもらえばね、減っていくんじゃないかなっていう、そういう期待を込めてですね、今回の1点目の質問とさせていただきました。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の御質問にお答えします。

本当にモラルっていう部分は非常に大切だっていうふうに、私も感じておりますし、何とかですね、守っていただきたいなど。その反面ですね、冬期間、寒い中で温泉入って出てきたときに、きっと車がそばにあったらっていう、そういうような思いでどうしても停めてしまうんではないかなっていうのも感じるところがございます。

ただ、やはり事故があったりですね、何かあったときには既に遅いですし、停めた人の、そしたら責任になるのかって、そういうよう

なこともね、駐停車禁止という部分でない中で、やはりやっぱりそこは、議員からおっしゃった備えと憂いというか、そういうなんとか協力してもらいたいと、そのために、今できることは何かっていうことを、まずは幽泉閣の職員、大変な部分はあるけどやってみようかっていうふうに思ってます。

一時は除雪のときに、幅を少し、もっと広くして横に止めたりとか、何かそういうようなこともありました、今は町道のその部分の中で開けてると。それで、少し横に旗を差して駐車を抑制するっていうふうにやりましたが、その旗関係なく、やっぱり停めるんですね。そうすると、やっぱり下の路上にコーンなり、さっき言った蛇腹とか、そういうものでここは駄目だというような部分で、それがあまりにも寄せると、今度、交差するときに、またいろんな支障もありますのでね、まずは去年よりは今年っていう部分の中で、やってみて、そして、皆さんのが少しでも協力体制が、ここはできないんだっていうそういう部分がわかればね、利用されてる方は、だいたいいつも利用されてる方が多いと思うので、そういう方々がきちんと認識していただければ、少しでも変わってくるかなというふうに思っております。少しでも職員共々努力してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） 2点目の有料コインロッカーについて再質問させていただきます。

町長、この質問の前にですね、ちょっと聞いていただきたいんですけども、お風呂って大正時代ぐらいからですね、この町に一つ銭湯というのができてきたって話なんですね。そのときですね、貴重品をその番台っていうのかな、番台の御主人なり、女将さんが預かってた。そのときですね、入浴料払ってうちのお風呂に入ってくれてるんだから、その間ゆっくり入ってもらいたいから、ちゃんと保管します、預かりますよってことでお金なんか、預かり貰なんか取らなかつたっていうのが、これがベースなんですね。そもそもそのベースであって、それで、私が子どもの頃っていうのは、木の、何て言うのか、鍵のお風呂の何て言うかな、ロッカーっていうか

ね、それがですね、なんだ。これが昭和47年にですね、コイン式のリターン式のロッカーになったってことなんですね。その今までのこの木の札のね、このロッカーっていうのは老朽化が進み、そのちょうど無償というね、無償ということを踏襲する上でこのリターン式ロッカーっていうのを採用し始めたってことなんですね。元々、このリターン式ロッカーっていうのは、鍵の紛失防止、持つて帰っちゃう人がいるから、その鍵の紛失防止のために、その100円を入れてもらって、100円を返してもらうと。それと、あとその何個も独占する人がいるから、その抑止力のためにそのリターン式を開発したっていうことで、現在もですね、全国の公共施設の9割以上がこのリターン式ロッカーを使っております。残りの1割が有料かっていいたら、残りの1割は無料なんですよ。有料っていうのはまずないってことですね。

そして、そのこの銭湯もですね、このリターン式コインロッカーを全国的に導入していって、各温泉地や町や村で運営している公共浴場、日帰り温泉などにもどんどん波及されて、現在も浴場施設のやっぱり9割以上がこのリターン式を今も採用しております。

80年代から90年代のそのバブル期になりますと、いわゆるこの健康ランドだったりですとか、24時間サウナっていうのがね、大頭してきたんですけども、こちらはね、フロントに入浴料を払いますとロッカーの鍵をもらえたわけなんですね。そのロッカーの鍵で、その自分の場所を自由に使えるという、こういうプロセスを築いてきたわけです。

そして、現在はスーパー銭湯といいまして、多彩な設備を備えた大型の温泉施設が主流であります。常設されておりますコインロッカーの多くはやっぱりリターン式、もしくは健康ランド、サウナ方式のフロントでロッカーキーをもらうパターンが大勢を占めていると。最近ではですね、スマートフォンのアプリから、アプリを入れて、キャッシュレスコインロッカーっていうのも、この導入され始めてくるってことなんですね。この100年、それからリターン式が入って半世紀50年ぐらい経ってるんですけども、この風呂とこのロッカーの関係性を見ますとね、どれだけ変遷を重ねても、もういつの世もこの無償であったってことがね、伺い知ることができます。この長年の習慣によって身について、多くの人々にね、広く

受け入れられましたね。このいわゆる習わしですよね、この習わしがね、今回、その利用者感情を鑑みた際に、いかなる理由をね、充当したとしても、果たして有料化としてね、覆るものなのかどうかをね、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 今の議員から無償のロッカー、昔、銭湯っていうのは木というのは、それは私も十分理解をしているところです。町営のそういういろんな温泉の中ではほとんど有料ロッカーがないということも調べていただいた部分です。

今回ですね、一番大きな部分からいくとですね、答弁もさせていただきましたが、町の町営温泉を運営していく部分の中では、やはり財源というものをきちっとしていかなければ、その運営っていうのは難しいわけです。

今、幽泉閣の、議員も御承知だと思いますが、令和7年当初の基金っていうのは660万しかないんです。その660万を崩してて、一般会計からどんどんどんどん入れて、修繕だなんだっていうのも入れて、それをね、理解されるためにやっていくという方法も、それはあると思いますが、やはり今の使用料とか、温泉の利用料の部分の中でやっていくというふうになると、維持面とか、そういう部分というのは、いろんな工夫しながらやっていかなければならぬではないかなという考え方のもとから、今回、業者の提案っていうものがあって、職員の中でもそういう方法を是非取りたいという提案のもとにですね、それでは私もやってみたらっていうふうにOKを出した経過にあります。

議員おっしゃってる、そういう部分は、できるならばそういうふうにしたほうが一番利用者にとっても良いことですし、やはり、町営温泉、町の財産の温泉なんだから、皆さんもそういうような部分で、是非、維持管理については、町の財政とか、いろんなそういうものもどんどん幽泉閣に繰入をして、そしてやるべきだっていうそういうものがあれば、その部分の中で、私は検討をしていける部分もありますが、今現在、運営をしていて、それと、今、御承知のとおりですね、今、年々人件費っていうのは、もうどんどん上がっ

ております。会計年度任用職員を多く使ってますが、今年においても人勧に基づく公務員のその部分での報酬という部分からいくと、かなりの部分が上がります。これは働くという場を確保するためには、その部分でいけば、きちっと出さなきゃいけないし、それをやつていかなかつたらならない。ただ、運営という部分でいくとですね、やはり収入を得れるようなこともきちっとやっていかなければならぬ。その両方の収入と支出を考えたときに、今、維持経費っていうのをいかに効率よくやっていくかっていうことを併せて考えたときに、今回、そういう方法をとらせていただいたということでございます。

非常に今の中でいけばですね、もうリターン式の方が良いというふうには、それは私も考えております。昔ですね、リターン式であったときに、窃盗事件があってですね、幽泉閣の中で。そこをうまくロッカーを細工されて、そして物が盗まれたっていう、昔、そんなようなこともあります。ただ、今は棚というものも非常に多くして、利用者の皆さんには、もし、どうしても貴重品とか、そういうような部分って、どうしてもっていうふうになればフロントでも預かるということと、そのロッカーの利用というのをお願いしますというようなかたちでお話をさせていただいております。

その部分をリターン式にするために、そしたら入浴料をどんどんどんどんまたそしたら上げてね、そういう中で収入を確保して運営をすればという、その方法もありますが、今、どうしてもこの修繕、老朽化になってきた部分を改修するという方法の中でですね、リターン式っていうのをやるときに、5～600万かかるっていうふうに言わされました。それを全部の部分で直してしまうと、非常に今の幽泉閣の当初予算っていうのは、また一般会計からどんどんつぎ込んでやらないと運営ができないという部分もあって、内部で検討してこのような部分になったということです。

ですから、議員がおっしゃることは十分、私どもも理解をしつつ、ただ運営という部分の中で少しでも皆さんに協力を得ながらですね、町の財産であるお湯と大衆浴場という部分もありますので、利用をしていっていただければありがたいなというふうに考えていくところでございますので、今、その部分をすぐにリターン式に戻してできるかっていう部分ではですね、またさらに費用というもの

もかかってきます。そのような部分を十分、検討しながら進めいかなければならないということを御理解願えればというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） 生意気言わせてもらうんですけども、これ、有料化して、運営は良くならないんじゃないかなと思います。

僕、7月に入ってからですね、もうずっと言われています。僕、6年やらせてもらっていますけども、同じことをこれだけ言われたのも、今回、初めてです。それこそ、昨日の敬老会もですね、町長かいだとか言われてるんですよね。もうずっと言われてるんですよね。一番、皆さん何がおっしゃりたいかっていうとですね、天下の幽泉閣、天下の幽泉閣がすいぶんせこい真似してくれるなってことなんですよ。やっぱ天下の幽泉閣っていうのは、あの若きも老いても、若きも、老若男女、町内外問わず、皆さんにとって、やっぱりこの幽泉閣っていうのはその町のなんていうのかな、ランドマークというかね、シンボルタワーみたいなところだと思うんですよね。そこに皆さんがあっただけで、ひととき憩いの場としてね、来て、その何だろう。ストレス、日頃のストレス解消ですか、体をほぐしたりとかね、そうやって来てるんですけれども、もう何て言うんですか。入館してもう下足場の時点で、え、お金取るのという、気分を害された方がいらっしゃったりですか、せっかく來てもね、なに、幽泉閣そんなことするのかって、非常に不愉快な思いをして帰られた方ですか。それから8月、2泊3日でですね、開催された、幽泉閣で開催された研修会でもですね、よその町から来た若い方々が皆さん、え、なに、金取るのここ、みたいになってるってことなんですね。だから、もう全然、その評判は収まってないと思います。もうなんか会うたびに幽泉閣のことなんだけって言われたら、ロッカーのことかなと思うぐらいにずっとロッカーのことを言われるんです。僕だけじゃないんですけど、ほかの議員さんもずっとやっぱり言わってきてるわけなんですよね。

それで、さっき言ったとおり、その町のシンボルタワーからね、そ

れちょっと違うんじゃないかなっていうね、皆さんのが違和感を持つようなね、ことをされると、やっぱりそれはやっぱり皆さん混乱してね、迷走してしまってるんじゃないかなって思うんですね。

実際、あの男性の方でね、よそがもしそういうことをしたとしてもね、我ら幽泉閣だけはそんなことしないと思ってたと。女性の方でもね、なんでそういうことするのかなと。そういうことをやっちゃうならもう私も行かないからと。もう本当にこのお二方はね、今、行ってないはずです。もう、何て言うんだろう。本当に、こういうことがね、由々しき事態であってね、こういう人たち、やっぱり戻ってきてもらわないといけないと思うんですよね。何て言うんですか。燃料焚いて別のとこ行ってるんですよね。やっぱり毎日行けばやっぱり200円、300円と回数券にしろバスにしろ、以外にそうやって200円、300円とかかってしまうと、やっぱりとても毎日行かなくなつたってことになつてきてますのでね、何て言うのかな。思ったよりこの人離れになってくるんじゃないかなって思つてます。脱衣棚も私も行かせてもらったんですけども、脱衣棚が増えた本當によかっただって思うんですけども、なぜ、なぜに有料化したのかなっていうところだと思うんですね。その100円云々じゃなくって、その先ほど来のね、あの計らいというかね、習わしの部分をね、ずっとこうやって鑑みてみたら、どういう理由であつても、やっぱりこの有料化っていうのは覆るのかなって思っちゃうんですよね。

だから、本当に負の連鎖のね、始まりは本当に小さいとこから始まってきますので、僕は本当にこの人離れっていうね、この一大事因縁にね、繋がらないことをね、本当に願ってあります。あまりにも言われてますので。本当に以前のね、リターン式に戻るなら本当に戻してもらいたいですけれども、先ほど町長のね、お話を聞いておりますと、なかなかって話なんですけど、でもせめてね、やっぱりそのリターン式という、有料式とかね、併用したりとかね、なんかそういうふうにできなかつたのかなって思います。いや、私、有料式にしてもらってよかったですっていう人、1人も聞いてませんよ。私。多分、言われるのはもう本当に何でリターンにしてくれなかつたんだっていう、そういうことでござりますので、よろしくお願ひます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

繰り返しますが、財政、運営っていう部分をですね、やはり私としては責任者としてね、議員のおっしゃることは十分、理解しますし、町民がそういう苦情があるという部分も、職員のほうに確認しました。当初のときは相当ありましたと、今は少しずつ収まっている部分で協力していただいているという話も聞きました。ですから、議員がおっしゃってるその部分でできれば、それは一番、私はいいことだというふうに思っております。

ただ、その中で、運営というふうになればですよ。そしたら、それをするために、財源を確保するために、入浴料金をどんと今、二セコとかいろいろな上のほうでやってる1,000円とか1,500円とか、そういうふうにしていいのか。やはり、そうではない、町の温泉っていう、そういう部分からいくと、町民には料金を据え置いて、さらに町外の方々とか、そういう方たちには少し協力してもらうという、そういう部分でやっぱりやらざるを得ない部分なんですね。

ですから、そこを維持費の関係で、今日、御質問いただいたので、再度、内部のほうでどうなんだと、そういう部分が、リターン式に戻せる部分があるのか、そんなような部分は検討をさせますが、いろんな内部でいろんな話をした部分で、是非、こういうかたちが一番良い方法だっていうのを、職員共々、中で、私のほうに提案をしていただきましたし、まずはその部分で業者の協力によってできるんだったらやってみるかというようななかたちで、私も判断した部分です。

ですから、今後ですね、いろんなまた御意見とか、そういう部分を聞きながら、どういうふうな改善ができるのか、そのへんのところは、今日の質問をいただいて、担当職員もはじめですね、十分、その実情、そういうような部分は理解をしている部分もあると思いますので、そのへんのところで何ができるのかっていうのは検討させたいなというふうに思っておりますので御理解を願いたいと思います。

今すぐ、議員からおっしゃられた、その部分をすぐ戻すという部分でできればそういうふうにしたいというふうには思いますが、私としては、7年度の基金、そして今、今年、冬、そういうような運営状況を見るとですね、やはり、また一般会計から幽泉閣会計へ繰入

とか、そんなものが続いてくるんではないかなというふうには思っております。

そういうところも理解してですね、さらにまた施設の維持管理、そういうことも是非、そういう部分でやるべきだという御意見等がまたあれば、内部でもそういう部分で検討したいなというふうに思っております。

今日、いただいた意見については、十分ですね、内部でも何ができるのかっていうのを再度、確認をしながら進めたいなというふうに思っておりますので、御理解を願えればというふうに思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） 幽泉閣に行ってる方ってね、やっぱり幽泉閣を基軸としてね、いろんな温泉に行ってるんですよね。いろんな温泉に行ってて、我が町の温泉に一層の誇りを持ってるわけですよね。それで、今、町長おっしゃってるとおりね、物価高でね、維持管理するのも大変だってことで、その入浴料もやっぱりどこもやっぱり軒並み上がってますよね。100円、200円って上がってますよね。その分ね、よそはこのリターン式をやめてですね、あのリターン式のお金を入れるところにですね、シールをつけてですね、無料で使えるようにしたりですとか、それから道南のほうはですね、100円のリターンをですね、10円にしたりとかですね、要は、要は無償なんですけれども、要は無償なんですけれども、なんですかね、そういう何か誠意を感じてもらえるようなね、何か取り組みをね、しておりますよね。よそはね。だから上がってもこっち、あれか、無料になったのかとかね、お金なくて済むんだとかって、なんかそういうなんか、上がったけども、なんか、ひとつうちつくというかね、納得するようなものがね、そういう取り組みみたいなね、感じられてるのかなってとこなんですけれども、だから、何かそういうところに皆さん行ってる、行ってるから、行ってるから、比べられるから、その今回の幽泉閣なんなのよってことになってるんじゃないかなって思うんですよね。

やっぱり、リサーチしたら、こうはならなかたんじゃないかっ

てやっぱり、そういう声も聞こえますしね、やっぱり皆さん、やっぱりそういう比べながらね、高くなつたのは仕方ないけれども、こういうところで恩恵受けてるとか、何かそういう、ギブアンドティクじゃないですけどもね、なんかそういうのが必要なんじゃないかなと。どっちもなんだろう。普段、どこも上げてないようなところをポンと上げてみたりだとかね、有料化してみたりとか、何て言うのかな。ちょっと皆さんが何か引っかかる、引っかかるっていうかね、なんかそういうふうになってきてるんじゃないかなと思うんですけども、参考まで、よそはなんかそういうやり方してるってことですよね。あの参考までお話させていただきました。

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の再質問にお答えします。

今日いただいたその御意見については、繰り返しになりますが、内部で十分、検討をさせていただきたいと思います。

その中で、料金がいろんな部分で改定をさせていただくことになるかもしれませんし、その中でどうしても繰り返し、繰り返しになりますが、運営という部分はしていかなければなりません。その運営というものを、町のいろんな一般会計から繰り入れても、その中で繰り出しても、幽泉閣のそういうようなことをやっていくべきなのか。いろんなその部分については、温泉運営委員とそういう部分でもまた協議させていただきたいと思いますし、今日の議員の総務常任委員会とか、その全員協議会とか、そういう部分の中でもそのへんのところをですね、また、今のやってる部分をいろんな部分で議論していただいて、御意見等いただければありがたいなというふうに思っておりますので、私どもからもよろしくお願ひを申し上げて答弁とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、金安議員の質問を終わります。

ここで10分間、休憩いたします。

再開は11時40分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

○議長（熊谷雅幸） 次に、1番佐々木議員、質問席へ着席願います。

1番佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 1番佐々木です。

新規就農支援について、町長にお伺いいたします。

町として、本年7月に蘭越町新規就農支援方針が策定されました。その中で、目的として、新規就農者の受け入れ等による地域の担い手確保のため、各関係機関が一丸となり、包括的な支援を実施すると記載されています。支援体制についても、研修期間から就農後までをサポートする内容となっており、本町での就農希望する方にとっても心強い方針ではないかと思います。

ただ、本方針では、基本的には水稻もしくはトマトを主な経営品目としていると認識しています。

ほかの品目による農業研修生の受け入れの可能性を排除するものではないとも明記されていますが、水稻もしくはトマトを主な経営品目として、就農希望者を募るに至った理由やお考えをお聞かせ願います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長

○町長（金秀行） 佐々木議員の新規就農支援についての御質問にお答えをいたします。

国の新規就農者育成総合支援事業の活用が始まった平成24年度から現在までに町が関わり、新規就農された方は、現在、研修の方を含めると40組48名で、うち離農者は5名となっております。

町としての取り組みとして、平成24年にはJAようていから町へ無償譲渡されたハウス等、農業施設を再利用し、大玉トマトでの新規参入希望者、農業研修生の研修支援施設として蘭越町研修農場を設置したところでございます。

研修生を募集する際の品目は大玉トマトとされ、その理由につい

ては小規模で大型機械を必要とせず、初期投資が少なく所得の向上が見込め、経営を軌道に乗せやすいことから選定をいたしたところでございます。

現在においても、大玉トマトについては、これまでの就農実績があり、受入体制が整っていること、お米に次ぐ生産品目であることから、引き続き、募集品目にすることを御理解を願いたいと思います。

また、水稻につきましては、担い手確保の体制や対策を検討するため、設置しております新規就農者支援会議において、本町農業生産額のトップで、町の経済を左右する特産品であるらんこし米の担い手確保の喫緊の課題であると御意見をいただき、新規就農支援方針の経営品目に加えたところでございます。

その背景には、現在の生産者が既に高齢であり、今後、らんこし米の生産者が激減し、持続可能な水稻生産が危ぶまれるとの強い危惧によるものと考えております。

昨年からお米の高騰によって、非常に厳しかった稻作経営が好転しており、リターンなどによる親元就農の問い合わせも徐々に増えていますので、稻作に係る最も効率のよい担い手確保として、跡を継ぎたいという方の支援も強化していくことにしております。

さらに、現在の生産者に対してアンケート調査を実施しており、後継者の有無や今後の意向などを把握して、第三者継承のノウハウの蓄積も併せて進めていきたいと考えております。

新規就農方針の中では、他の品目による受け入れを排除するものではないとされておりますが、例えば、メロンなどがトマトと同様の受入体制がとれるものなのか、新規就農者支援会議や各生産組合の意見なども参考としながら、慎重に検討を進めていきたいと考えているところです。

これまでの経過からも、受入体制、特に真剣に研修に取り組んでくれる人材の有無が非常に重要であり、優秀で熱心な指導者がいなければ、研修が成り立たない難しさはこれまでの事例から明白となっております。

繰り返しになりますが、他の品目での新規就農を排除するものではありませんので、品目によって受入体制が可能か、関係機関や関係者と十分検討してまいりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 答弁のほうありがとうございました。

トマトと水稻を経営品目としている点につきましては、研修農場がある点であったり、トマトに関しては研修農場があったり、収益性や機械投資、大型機械の投資が少なく経営をしやすい点であったり、水稻に関しては、我が町の米どころとしてのトップの生産性、生産を持っているお米に関して、現在、高齢者が増えている、そういった部分での喫緊の担い手不足、そういった部分を是非、解消していきたいということと理解しました。

今の町長の答弁を受けまして、何点か再質問させていただきます。

現在、町ホームページで、地域おこし協力隊の来年度の研修生の募集要項があります。

その中で、対象作物がトマト、または水稻と記載されていました。しかし、本支援方針内ではトマト、水稻等ということで、等が記載されておりました。これは本年度は何か理由があって、来年度は水稻とトマトに限定されたのでしょうか。

例えば、支援体制、メロンであったり、かぼちゃであったり、そういった指導者の確保が難しかったから、今年度、令和8年度の募集に関しては、等を省いたのかお聞きしたいと思います。

2点目、また同じくその募集要項についてです。

要件の中に年齢に関しては記載がありませんでした。この地域おこし協力隊制度に、総務省自体は年齢制限は設けていないと承知しております。ただ、自治体独自で地域おこし協力隊を募る際、制限を設けているケースもあると承知しております。

スマート農業や作業の省力化が進められ、農業者、生産者の体への負担は軽くなったかもしれません。しかし、やはり農業は肉体労働です。年齢制限を要件に入れるべきではないかと考えます。

また、本方針内のBパターンですね。失礼しました。こちらBパターン、就農準備資金活用型、こちらのほうにつきましては49歳以下の制限がついております。

そういったことからも整合性を考えると、年齢制限の項目が必要

と考えます。

さらにですね、町独自で研修中から、研修中に町から農業研修生支援事業、こちら年間20万ですね。就農後につきましては、新規就農支援事業、こちら年1回限り20万円。また、農業用機械施設等支援事業、こちらは上限100万円についても49歳以下の要件があります。

これらの要件との整合性も考えなければ、例えば、研修生が研修終わった際に、このもちろん審査の段階でそちらをサポートするとは思うんですが、49歳以下の要件に沿わなければ、この支援を受けられないという事態が発生しかねないと、私は考えます。

なので、こちら募集要項、今年度はもうこちらで募集要項を上げていると思いますが、来年度以降、年齢制限の項目を入れたらどうかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

あと、3点目です。

本支援方針では、2年間で希望品目、就農希望品目について、基本から実践までを学ぶことができるような仕組みとなっております。専門知識が深まり、研修終了後の独立の成功確率が上がるのではと考えております。

ただ、独立後の就農1年目だったり2年目、その際に、天候不順であったり、高温障害、そういったものの失敗のリスク軽減や就農者の選択肢を増やしたり、その他の品目による収入確保の可能性を幅を広げるような研修内容も必要なのではと考えています。

そこで、お聞きしたいのですが、研修期間中に希望品目以外についても学べるような仕組みの導入を検討してはいかがでしょうか。

例えば、水稻での就農希望をしているが、その水稻で2年間の研修期間中に違った作物に関する学べるような仕組みの導入はできないのかという点をお聞きしたいと思ってます。

例えば、反あたりの収益性の高い品目であったり、管理期間の短い品目の研修をしておくことで、独立後の安定的な営農にも付与するのではないかと私は思いますが、町長の考え方をお聞かせください。

以上、3点について再質問させていただきます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員の御質問にお答えしたいと思います。

3点について御質問がございました。

1点、2点目、地域おこし協力隊の関係、さらにはその3点目もですね、2年目の研修の後に研修品目のほかに、ほかの品目も研修しながら農業のですね、幅を広げていく、そんなようなことができないかということだと思います。

先ほど答弁させていただいた部分の中で、新規就農というのは、あくまでもですね、経営の資源がない状況が出てくるんですね。

ですから、新規就農っていうのは、農業法人とかそういうところに就職をして農業を起こすということとはまるっきり違って、自ら農業を起こす、起業する。自分でそれを立ててやらなければならぬ。そういうやっぱりリスクっていうか、やっぱり自覚がないとですね、その部分の中ではできていかないのではないかというふうに思ってるんですね。

その中で、経営資源がないところからスタートするから、農地の問題とかね、さらには、資金とか技術とか住宅の確保とか、そんなようなところが非常になくてはならないので、町としても、その受け入れに対して非常に苦慮をしているという部分があります。

いろんなを本を読んだり、いろんな文献の中とか、研修会の中で聞くとね、自己資金が約1,000万くらい、それは普通だっていうくらいですね、そのくらいないと新規就農でこれからやっていくっていうのは難しいというふうな部分も言われてる部分があります。

そのようなことから、町のほうとしては、先ほどトマトという部分については所得向上が見込まれるし、非常に振興作物であるし、大きな設備投資とか、そういうような部分もない中でね、収入が得られて、次の独り立ちしたときに所得も得られながらやっていけるという部分から、トマトというものも選びました。

それと併せてですね、やっぱり、やって教えていただく方っていうのが、これ一番重要なんですね。新規就農者で入ってきたときに関係機関というよりも、そこで受け入れて、そしてきちんと独り立ちをさせていただけた、その方がいろんな作物の中でないとですね、私はなかなかやっていくのは難しいなっていうふうに思っております。

おかげさんで、トマトに関してはね、非常に受入体制っていう部

分が、トマト生産組合を含めてやっていたいしているし、その中で熱心に受け入れて独り立ちをさせてくれてるのはいるので、やっぱり今の中では非常にそのトマトっていうのは、町のほうとしては、研修生としては非常に良い作物等を受入体制も整っていくからいいんではないかなというふうに思っております。

それと併せて水稻です。水稻に対しては、やっぱりある程度、面積とか機械とかですね、そういうものがないとやっていけないですよね。

ですから、今後の部分からいくとですね、今、米も高値になってるので、そういう方々現れてくるだろうと。やっぱりその人方にちゃんと教えるとか、それを引き継いでいくとか、そういう体制っていうものがきちっとしていかなきゃならない部分があるので、そのへんのところはきちっとしていかないとならないというふうに考えております。

それで、地域協力隊のその年齢要件とかその部分については、出した、ちょっと担当課長のほうから詳しくは説明させたいなというふうには思っております。

ただ、これまででもね、3点目の御質問になりますが、トマトをやってて、そしてさらに振興作物であるピーマンとかスイートコーンとかね、そういうものにも取り組んでいきながら園芸作物というか、そういう部分の中で収益を上げながら、今、やってる方もおりですし、今、独り立ちしてる部分の中では、水稻も少し引き継いでやったりとかですね、そういうような部分を独り立ちしたとしても、関係機関でいろんな資金とか、国の支援とか、そういう部分を見ながらですね、是非、蘭越町にせっかく来ていただいたので、頑張っていっていただきたいという、そういう支援策は今も継続して取っております。

そのようなことから、議員がおっしゃってる複合、そういうような部分の研修に入ったけども、いろんな部分っていうのは、その部分の条件が整えば、十分やっていける部分もあるのではないかなどいうふうには考えているところです。

地域協力隊の関係については、もう少し詳しく担当課長から答弁をさせます。

○議長（熊谷雅幸） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） 佐々木議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、地域おこし協力隊のですね、対象作物がそのトマトまたは水稻と、他の品目ですね、等っていうのが入ってないということございます。

これにつきましてはですね、先ほど町長のほう御説明しましたけれども、トマトのほうはですね、受入体制がしっかり整っていると。また、水稻のほうですね、これについては、生産者の高齢化も進んでますので、その新規就農者のそういう受け入れが喫緊の課題ということで、トマト、水稻というふうに記載をしているということでございます。

この協力隊のですね、募集、今年度から始めておりますので、先ほど話されてるとおりですね、他の品目の受入体制ですね、そういうものがやっぱり整っていませんので、現在募集している中で、トマト、水稻というふうに記載をしているところでございます。

2点目のですね、年齢の関係です。49歳以下っていう年齢制限なんですが、これ実はですね、国のはうのですね、支援がですね、就農時49歳以下っていうそういう規定がありまして、それに合わせてですね、町のですね、単独の、先ほど言いました、議員おっしゃつてました、あの要綱の中でですね、就農時20万円、それから機械設備の100万円ですけども、これもですね、一応、年齢制限、国と合わせたかたちでの規定になっております。

ただですね、問い合わせの中ではですね、50歳以上の方、国のですね、支援がなくてですね、それでも就農したいっていう、そういう問い合わせも、実はあります。実際にですね、数年前なんですが、トマトの方でですね、60歳近い方、御夫婦で就農されている例もあります。そういうケースもありますのでですね、今後ですね、ちょっとそのへんはそういう国の支援から漏れた方ですね、そういう就農も必要ではないかっていう、そういう御意見もありますので、今後検討していきたいというふうに考えてます。

最後ですね、例えば、お米から他の品目という、そういう選択肢を増やすということだと思うんですけども、実は、トマトの研修の指

導者の方からですね、やっぱりトマトにしっかり集中してですね、技術習得をしないものにならないと、多品目にこう、何て言うんでしょう。それはですね、しっかりですね、トマトの技術を身につけてからですね、そういうものを学んだほうがいい。まず2年間は、それに集中したほうがいいということで、そういうふうになってますので御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 町長、田縁課長、答弁のほうありがとうございました。

まずもって、本町では指導者においてトマトに関しては充実している。また、水稻に関しては後継者不足、担い手不足という部分からも、早急に担い手、新規就農者を集めていきたいということで理解しました。

また、年齢制限に関しましても概ね理解をさせていただきます。研修期間中についてですね、ほかの品目の学ぶのはどうですかという私の質問に対して、やはり指導者の方がトマトに集中すべきだ、2年間はしっかりとトマトを学ぶべきだという答弁だったと思います。ですがですね、やはりトマトは定植から長期間の栽培管理と理解してます。水稻に関しても5月頃に田植えをし、収穫は9月頃になるのではないかと思います。やっぱり、その間にですね、ほんの少しでもやはりほかの作物、品目を学んで栽培管理することで、その間の収入も確保できるんじゃないかなとは僕自身思っています。

また、就農後、もちろん1年目、2年目じゃなくても、3年目かもしれませんのが、どこかのタイミングで、例えば、メロンだったり、かぼちゃ、そういうものをメインでやっていた農家さんが離農するケースなんかもあると思います。そういうときに、研修期間にノウハウをもし学んでいれば、その農地の継承だったり、そういうった可能性も増えるのではないかなと思います。水稻だったりトマト、トマトだけをやってると、トマトだけで農地の拡充とかっていうふうになっていくのかなと思うので、そういった点でも是非、研修期間中にやってもらえたならほかの品目の研修内容を是非、検討してほ

しいなと思っています。

ただ、どうしても学んだとしても、そもそもその作付する農地の確保など、先ほど町長からも答弁ありましたが、農地の確保だったり、そういう問題もあると思います。

ただ、方針内に記載されるとおりですね、各関係機関が一丸となって、包括的な支援をしていく。また、こういった中で関係組織もすごい整いつつあるのかなと思います。そうであれば、こういった問題、課題もクリアできるのだと思っております。

本町の基幹産業である農業、それを守っていくために、本町独自の就農支援、オリジナリティのあるふれる就農支援をして、是非、この町で就農したい。そういう支援体制、そういうものをつくっていきたいと思いますが、最後に町長のお考えをお聞かせください。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員の再質問にお答えします。

非常に、議員から意見等、前向きな意見をいただきましてですね、実は、地域協力隊っていう部分に、今回、募集をかけたっていう部分の中では財源措置があるっていう部分もあるんですよね。

これまで新規就農者というかたちで入ってきて、町のほうでいろんなですね、支援策も行いましたが、地域協力隊っていうかたちになると、特別交付税で措置されてるっていう、そういう部分をまた活用してね、研修とか、その住宅とかいろんな部分も含めながらですね、その手当ができるというような部分もあって、他の町村もそういう部分の中で行っているっていうことがあって、うちもそしたらまずそういう部分でやってみようかというふうに思って、今回、募集をかけた経過になります。

それと併せて、議員からおっしゃった研修中というのは、一つ、トマトも入ってるので、教える方からいくとですね、そこに集中してやって独り立ちしていただきたいっていうのは、それはもう私もそのとおりだなっていうふうに思ってます。

ただ、その研修をする部分の中で、いろんな町からのね、講演あったりとか農業研修があったりとか、いろんなそういうような場の中でいろんな作物について学ぶということ、これについては十分でき

るのではないかっていうふうには思ってるんです。

それが将来、営農したときに少しでも役立ったり、それとかそういう扱い手がいなくて、農地が空いたときに、そういう中でやってきたりとか、そんなような部分が実際に今、営農してて、作物を増やしていってる方がいるんでね、そういう部分については、関係機関も協力しながらやっていければいいかなっていうふうには思ってあります。

ただ、議員がおっしゃった、一緒に研修していくっていうふうになれば、受入体制とか、その期間の体制をどういうふうにするかっていう部分がありますので、それが可能かどうかっていうのは、またいろんなその協議会もあるので、話を聞きながら進めていければなというふうには思っております。

それと、新規就農者と、今、新規就農者っていうのは、新規で参入するっていう方と親元就農っていうかたちで二つにわかれているわけなんですよね。特に、今、これから新規参入者というのもどんどん進めていきたいと思ってますが、それと合わせてね、親元就農っていうのを、やはりこれは力を入れていく必要があるんだというふうに非常に感じているところです。やっと水稻のほうも、生産者のね、努力が報われて、今、販売額とか、そういう部分も高値になってきてるんですよね。その中で、やっぱり生産者のところに生まれて、そしてほかのところに出てったけども、また帰って生産をしたいって言う方々が、今の経営状況の中が續けば、これは私は増えてくるだろうっていうふうに予想はしておりますし、それを期待してるんですよ。実は。

ですから、新規参入者プラス親元就農者、こういう部分も含めてね、是非、町のほうでは、これからいろんな部分で力を入れながら、その新規就農者対策を進めていきたいなというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、佐々木議員の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

昼食のため、休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 日程第5、同意第1号後志公平委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、同意1号後志公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて、御説明を申し上げます。

人口15万人未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くことになっており、当該公平委員会には3名の委員が選任されております。

今回、10月31日に任期満了を迎える岩内町字高台351番地の9、小熊孝幸さん、71歳でございますが、後志町村会より再任の推薦がございまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第1号後志公平委員会委員の選任につき同意を求めるについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸）　日程第6、議案第1号蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝）　ただいま上程されました、議案第1号蘭越町職員の勤務時間及び休暇に関する条例及び蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部改正をする条例につきまして、御説明いたします。

仕事と生活の両立支援拡充のため、8月に改正した分に続きまして育児のための部分休業の取得パターンを多様化するほか、仕事と育児を両立するための支援制度の利用に関する職員の意向を確認し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるように整備するため、条例の一部改正するものです。

それでは、参考資料①を御覧ください。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

最初に、蘭越町職員の勤務時間及び休暇に関する条例の改正で、第15条第1項は条項の整理です。

第19条は、妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向の確認について定める規定を新設するもので、出生時両立支援制度等を知らせるとともに、本制度等の申告、請求または申出に係る当該職員の意向を確認するための措置を講じ、子の心身の状況、家庭の状況に起因して職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資するものとして、規則で定める事項について、意向を確認するための措置を講ずることを定めています。また、2項では3歳に満たない子を養育する職員に関しても同様の措置を講ずることとしています。

次のページにいきまして、第19条の2は、文言の整理です。

続いて、第2条は、蘭越町職員の育児休業等に関する条例の改正で、同条例中、第1条の改正は、法律改正による条項の整理です。

第20条、第21条、第21条の2から第21条の5までについては、従来、1歳未満の子を持つ職員は1日2時間の取得を可能としていた部分休業に加え、第2号部分休業として年度内において77時間30分、

つまり10日を上限として取得することができるよう選択の幅を増やすものです。

第20条では、対象職員の定義でございます。

第21条は、従来の部分休業を第1号部分休業として、取得に当たっては、勤務時間の始めまたは終わりに取得することとされていた規定を廃止するものです。

第21条の2は、新たに定義する部分休業を第2号部分休業とし、1時間を単位として取得できることを定めています。

第21条の3は、その取得に当たっての1年の期間を4月1日から3月31日と定め、第21条の4でその取得の上限を77時間30分と定めております。

第21条の5は、職員が育児休業の請求パターンの申出内容を変更できる特別の事情について定めております。

第22条は、部分休業について文言を整理するものです。

第23条は、法第5条第2項で定める育児休業の取消事由に特別の事情が生じたことにより、職員が育児休業の申出内容を変更したときを追加するものです。

附則といたしまして、この条例は、令和7年10月1日から施行します。

附則の第2条は、施行日前でも勤務時間及び休暇等に関する条例に定めることになった職員への措置を行うことを定めています。

附則第3条は 本条例、施行初年度は、部分休業の取得計算単位を1年度とせず半年とすることで、制度の均衡を図ることを定めるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸）　日程第7、議案第2号令和7年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝）　ただいま上程されました、議案第2号令和7年度蘭越町一般会計補正予算第4号につきまして御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は79億1,748万6,000円で、歳入歳出それぞれ3億5,388万4,000円を追加し、82億7,137万円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、債務負担行為の補正ですが、追加で第2表債務負担行為補正によるものです。のちほど御説明いたします。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。10ページを御覧ください。

2款総務費　1項総務管理費　5目企画費、補正額806万3,000円。11役務費806万3,000円。地域情報通信基盤施設新設手数料806万3,000円の追加で、光ファイバーケーブルを町の水道施設に設置するため詳細設計を依頼したところ、当初、電力会社の電柱に共架することを見込んでいたところ、共架できることとなり、新たに自営柱13基の設置が必要になったこと、また、それに

伴い支障木の伐採が必要になったことなどから、予算の補正をお願いするものです。

7目自治振興費、補正額57万6,000円。特定財源のその他は、寿都町からの負担金です。10需用費57万6,000円。修繕料で寿都テレビジョン中継局送受信装置が故障したため、修理をするものです。

12目定住促進対策費、補正額420万円。18負担金補助及び交付金420万円。住宅取得奨励事業補助金の追加で、6月に予算の補正をした後にもさらに申請及び申請見込があることから、予算の補正をお願いするものです。

13目施設管理費、補正額100万円。10需用費100万円。黄金地区集会所玄関の屋根が雪の重みで破損したことから修繕を行います。

14目防災対策費、補正額104万5,000円。10需用費104万5,000円。消耗品費として行政通信システムの個人宅用バッテリーが寿命により順次更新しているところですが、今年度150台分の予算を見ていきましたが、さらに100台を購入し、更新を進めていくものです。

15目気候変動対策・貝の館費、補正額215万円。22償還金利子及び割引料215万円。船の科学館ミュージアムサポート助成金返還金は、令和5年度に実施した海洋短波レーダー設置事業として5か年計画で助成を受けておりましたが、この度、機器類の撤去、返却により60か月の事業期間のうち、設置期間の17か月分を差し引き、事業の実施をできなかった期間分の助成金を返還するものです。

16目財政調整基金費、補正額2億円。24積立金2億円。前年度繰越金、普通交付税の確定により、財政調整基金に2億円を積み立てるものです。これにより財政調整基金の残高は、13億5,589万円、一般会計における基金残高は44億1,809万5,000円となります。

次のページにいきまして、17目低所得世帯支援及び定額減税調整不足額給付対策費、補正額374万3,000円。特定財源国道支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。3職員手当等3万円。時間外勤務手当です。10需用費24万2,000円は消耗品費。11役務費5万4,000円は通信運搬費、手数料。13使用料及び賃借料7,000円は複写機使用料。18負担金補助及び交付金341万円。定額減税不足額給付金は、昨年度の所得税と住民税の減税において上限であ

る4万円までの減税を受けられず、一定の条件を満たした方に、今年度、給付金を交付するもので、第1回定例会において予算を措置しましたけれども、令和7年度の所得税額確定に伴い再度計算したところ、予算に不足が生じますので補正をするものです。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額305万円。特定財源のその他は、地域福祉基金指定寄附金です。24積立金305万円。地域福祉基金積立金で、3件の寄附がありましたので積立させていただきます。

6目自立支援給付措置費、補正額1,001万2,000円。特定財源の国道支出金は、自立支援給付負担金ほかです。18負担金補助及び交付金93万4,000円は、次のページにいきまして、障がい者自立支援システム保守業務負担金です。19扶助費902万6,000円。自立支援給付費地域生活支援事業です。22償還金利子及び割引料5万2,000円。障がい児入所給付費負担金返還金は、令和6年度の事業実績に基づき国及び道に給付費を返還するものです。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額1,019万9,000円。22償還金利子及び割引料19万9,000円。子どものための教育保育給付費負担金返還金13万4,000円から、次のページにいきまして、子どものための施設等利用給付交付金返還金4万円まで、いずれも前年度実績に基づき国及び道へ返還するものです。24積立金1,000万円。子ども子育て基金積立金で、前年度繰越金と普通交付税等が確定しましたので1,000万円を積み立てするものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額241万6,000円。特定財源のその他は、社会保険料です。1報酬から8旅費までは、9月1日付けて会計年度任用職員の保健師を採用しましたので、予算を補正するものです。20貸付金16万円。こちらは保健師奨学資金貸付金で、先日、採用内定を出しました令和8年度に採用を予定している保健師に対しまして奨学金を貸与するものです。

2目予防費、補正額523万3,000円。10需用費5万円。消耗品費。次のページにいきまして、11役務費24万2,000円。郵便料です。12委託料480万5,000円。高齢者新型コロナウイルス予防接種委託料で、蘭越診療所及び昆布温泉病院で接種する際の自己負担分を差し引いて委託料として支出するものです。19扶助費13万6,000円は、高齢者、子どもの予防接種償還払い分です。

4目環境衛生費、補正額1,998万円。14工事請負費1,958万円。斎場トイレ屋上防水等改修工事で、高齢者等も多く使用する斎場に多目的トイレを設置するほか、経年により劣化している屋上防水工事を実施し、一部の部屋にエアコンを設置するものです。19扶助費40万円。火葬料扶助で工事期間中、他町村で火葬を行った際の火葬場使用料について本町との差額を扶助するものです。

6目蘭越診療所費、補正額619万1,000円。特定財源のその他は、予防接種料です。1報酬54万円。ワクチン接種にかかる予約受付業務に当たる会計年度任用職員報酬です。10需用費525万円。新型コロナワクチン接種にかかる消耗品費と医薬材料費です。11役務費21万4,000円。通信運搬費、手数料です。18負担金補助及び交付金18万7,000円。接種予約された方に送るはがきを印刷するためのシステム改修に係る負担金です。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額130万4,000円。12委託料130万4,000円は、地籍活用型G I S改修作業委託料で、北海道と道営事業に係る計画図を交換する際に、本町で運用しているG I Sのシステムでは仕様が異なることから、ウェブ版のG I Sを導入することで正確な業務に資するものです。

3目農業振興費、補正額220万6,000円。特定財源の国道支出金は、有機転換推進事業補助金です。10需用費220万円。光合成細菌を活用した試験栽培について、一定の効果が見られたため、試験範囲を拡大して実施したことによる予算の補正です。18負担金補助及び交付金6,000円。有機転換推進事業補助金に、追加の割り当て内示がありましたので予算を補正します。

次のページ、4目農地費、補正額546万7,000円の減。特定財源のその他は社会保険料です。1報酬から4共済費まで予定していた会計年度任用職員が採用できなかっことによる減額でございます。

6目ほ場整備事業費、補正額736万9,000円。農家負担軽減対策に伴う受益者負担率及び事業費の変更に係る予算の補正です。

特定財源の国道支出金は、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金と、中心経営体農地集積促進事業補助金です。その他は、目名二期地区ほか3地区の道営農地整備事業分担金と、中心経営体農地集積促進事業補助金です。18負担金補助及び交付金736万9,000円。負担金として目名二期地区道営農地整備事業、名駒地区道営農地整備事業、

いずれも事業費の変更によるものです。次に、交付金として目名一期地区中心経営体農地集積促進事業39万4,000円の追加で、事業費の変更によるものです。

8目育苗施設費、補正額1,988万2,000円。特定財源の国道支出金は地域づくり総合交付金、その他は産業振興基金繰入金です。1報酬から8旅費までは、育苗施設に会計年度任用職員を採用しましたので、予算を補正するものです。14工事請負費1,700万円。既設棟、新設棟それぞれ経年により屋根が劣化し、降雪による損傷が見られることから補修工事を行うものです。

8款土木費 2項道路橋りょう費 2目道路維持費、補正額128万5,000円。10需用費128万5,000円。修繕料で、町道蘭越町総合運動公園通り線歩道インターロッキングの修理費用をお願いするものです。

6目除雪費、補正額4,322万3,000円。12委託料4,322万3,000円。町道等除雪委託料3,075万円。排雪運搬委託料1,247万3,000円は、労務単価機械損料燃料単価等の上昇により、予算に不足が生じますので補正をお願いするものです。

次のページにいきまして、8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額15万円。続いて、8款土木費 5項都市計画費 1目公園管理費、補正額10万円。いずれも11 役務費でハチの巣駆除手数料です。

10款教育費 5項保健体育費 2目体育施設費、補正額481万9,000円。10需用費481万9,000円は、総合体育館の屋内消火栓設備が故障したことから修理をするものです。

3目学校給食センター費、補正額115万5,000円。11役務費115万5,000円。事務室及び調理員休憩室にエアコンを設置するものです。

続いて、歳入に戻ります。6ページを御覧ください。

12款 1項 1目地方交付税、補正額2億1,312万4,000円。1節地方交付税2億1,312万4,000円。普通交付税の確定により追加するものです。

14款、15款、16款、17款、8ページにいきまして、19款は説明を省略します。

20款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金、補正額2,900

万円。3節公共施設整備基金繰入金1,900万円は、斎場トイレ屋上防水等改修工事に充当するものです。6節は説明を省略します。

次のページにいきまして、21款 1項 1目繰越金、補正額8,156万9,000円。1節繰越金8,156万9,000円は前年度繰越金です。

22款諸収入は、説明を省略いたします。

次に、3ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきまして、御説明いたします。追加で、俱知安厚生病院第2期整備費用負担事業増額分で、期間は令和8年度、限度額を1,512万円とするものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 2点お伺いします。

14ページ。斎場のトイレ改修をされるということで、多目的トイレを新設をするということでした。ちょっと町民の方から元々なんですけれども、斎場のトイレの水圧が低くて、トイレを使用する際に、なかなか水が出なくて、特に女性の方はね、トイレに行くたびに水道から水持ってって、それで流してくるんだっていうことを、実は、聞いてたんですね。一般質問しようかなと思ったんだけど、やめたんですけども、これ今日、上がってきてたので、ほっとしてるんですけども、今回のこの改修で、その水圧問題も解消されるかどうかっていう点をちょっとお聞きしたいということが1点です。

もう一つは歳入全般ですけれども、当初予算でもちょっと質問をしたかと思うんです。今回、交付税が普通交付税の確定によって、ほぼほぼ全額交付税が措置、予算措置されました。また、前年度繰越金についても、ほぼ全額予算計上されてます。つまり、交付税と前年度繰越金はもう留保がないよという、そういう状況になったということだということふうに思っています。

それで、今回、8ページの基金繰入金が1,900万と1,000万、2,900万含むで、歳入に繰り入れします。つまり、これを見ると、もういわゆるその内部留保がないので、大きな予算を伴うこれからの補正についてはね、基金取り崩しというような方向になるのかなというふうに、これを見て感じるんですけども、今後、今年度の下半期約半年あるんですけども、予算執行上のその財源確保の課題等についてどういうふうに考えてるかなというふうに不測の維持補修はじめ、一般財源を必要とする事態への対応について、どのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（熊谷雅幸） 福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） 今の難波議員の1点目、斎場の関係についてお答えしたいと思います。

今回の改修に伴ってですね、女子トイレのほう今まで泡が出るタイプのトイレを使って洗浄していたんですけども、今回の改修によりまして水洗に、水で流すタイプになりますので、今までよりは洗浄力のほうは御不自由をかけなくなるのではないかというイメージであります。今までとはタイプが変わるので、そのところは改善されるかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 2点目、歳入全般についてということでしたけれども、議員御指摘のとおり、地方交付税、普通交付税につきましては全額、今回予算措置をしております。前年度繰越金につきましては、明許の分を除いた分で、あと数千万留保しているところでございますけれども、大きな課題といったしましては、今年度の人事院勧告が、先般、出されまして、やや5%程度の上昇を見込んでいること、また期末勤勉手当についても0.05か月加算になるということは情報として入っておりますので、その分の留保は必要かなというふうに考えております。

そのほかは議員御指摘のとおり、各施設やはりいろいろ補修経費がい

いろいろかかっているところでございまして、こちらにつきましては、我慢できるところは我慢して、また来年度の予算でできるところはそちらに持つていって執行していくというのが、今のところの考え方でございます。

基金につきましては、あるに越したことはないんですけども、今回2億円積み立てもかなり無理して積んだところもあります。ですが、やっぱり今年度だけではない長い、町の長いスパンを考えた中で基金はしつかり見極めて使っていかなければならぬというのを考えておりますので、そのへん肝に銘じながら、後期の予算執行に当たっていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） トイレの関係は了解をしました。

歳入全般ですけれども、当初予算の段階で、私自身が危惧してた状況がもうまさにそのようになってきてるなど、そういう認識であります。繰越金は若干、余裕があるというような、そういうふうに、今、聞いたんですけれども、令和6年の繰越が3億2,500万、そのうち繰越財源を差し引くと2億960万というふうに確か、だからほぼほぼ2億300万計上しちゃったからないんじゃないかなと思うんですけども、私の前回の予算のあれで、そういうふうに私の予算書ではなってるんですけども、繰越金、若干、数千万円の留保があるということであれば、それはそれで良かったなと思うんですけども、いずれにしても、これから半年間の予算執行は相当やっぱり厳しいものだという、そういう認識に立たなきゃなんないんだよということでおろしいかどうか、もう1回、お尋ねします。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 議員御指摘のとおりでございます。

やはり必要な執行経費あんまり予算で当初見きれなかつたものは、やっぱりその状況に応じて、今回の除雪費なんかもそうですけれども、ここまでかかってくるというふうには、当初の予算の中では思つてなかつたそういうことが、これからもいくつか出てくるかと思います。そこ

はしっかり私達も創意と工夫をしながらですね、なんとか乗り切っていかなければならないというふうに考えております。本当にやりたいことはたくさんあるんですけども、そういうこともいろいろ我慢しながら、そして一方で町民の皆さんには不自由をかけないようにするということも、職員一同創意工夫しながらやっていかなければならぬというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号令和7年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第8、認定第1号から認定第10号まで、令和6年度蘭越町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、各公営企業会計決算の認定について一括議題といたします。

代表監査委員から決算審査の報告を求めます。

天水代表監査委員。

○代表監査委員（天水さとい） ただいま、議長から報告を求められました決算審査意見につきまして、御報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長から提出された令和6年度蘭越町一般会計、各特別会計、各公営企業会計等に係る歳入歳出決算について、令和7年8月18日から27日までの実質6日間、向山監査委員とともに審査を実施しました。

審査に当たっては、決算書に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類などにより照査検討を行った結果、決算は計数的に正確であり、内容などについても適正であると認められます。

さて、政府による最新の月例経済報告によれば、景気は米国の通商政策等による影響が一部に見られるものの、穏やかに回復していることですが、本町を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況が続いております。

物価の際限ない上昇は、町民の生活はもとより財政運営に対して多大な影響をもたらしておりますが、計画的かつ効率的な事務事業の推進により、財政健全度の維持に努めていただきたいと思います。

終わりになりますが、決算審査に当たって関係書類の整備が適切になされていましたことについて、各関係職員の御努力に敬意を称します。

以上、簡単ではございますが、決算審査報告といたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって代表監査委員からの決算審査の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、決算特別委員会の正副委員長の選出は、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出した

いと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 選考委員長から選考結果の報告を願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 決算特別委員会の委員長及び副委員長の選考の結果をお知らせいたします。

委員長は3番淀谷議員、副委員長は1番佐々木議員を選考いたしましたので、報告いたします。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りいたします。

ただいまの選考委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長には3番淀谷議員、副委員長には1番佐々木議員と決定いたしました。

なお、決算特別委員会の日程につきましては、18日、午前10時から開催いたしますので、お知らせいたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第9、意見書案第1号国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） ただいま上程されました、意見書案第1号国

土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について、御説明申し上げます。

北海道は、豊かな自然などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産業、観光資源を有しております、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、多くの課題を抱えています。これらの課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上や、大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも、道路網の整備や老朽化対策などを推進することが必要ですが、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備、維持管理に必要な予算を安定的に確保するため、国においては、次の1番、計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理に必要な予算を確保することから、次のページになりますが、7番、災害発生時の円滑な復旧等のための人員体制の充実・強化を図ることまで、七つの項目について特段の措置を講ずるよう強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものです。

よろしく御審議いただき、採択されますようお願ひいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり意見書を提出することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号は、原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） お諮りいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。
これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、本日は延会することに決定いたしました。

午後 1時51分 延会